

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置                      (住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)</p> <p>1 教育研究に関する目標を達成するための措置                      (1)教育内容等に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>入学者選抜の改善</p>		
1	<p>・入学者選抜についての専門組織を設け、全学的な入学者選抜の企画・推進を図る。</p>	<p>入試室において、入学試験運営委員会などを運営し、全学的な入学者選抜の企画・推進を図る。</p>
2	<p>・大学及び学部・研究科の教育理念・目的に応じた入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明確化し、ホームページ等により周知を図る。</p>	<p>入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)について、必要に応じて修正を行うとともに、ホームページ等により広く周知を図る。</p>
3	<p>・学部入学者選抜については、より多様な能力や経歴を有する学部学生の入学を促進するため、一般選抜入試に加え、学部の特性に応じて、推薦入試や海外から帰国した生徒、社会人、障害者、外国人などを対象とした特別選抜入試を実施する。また、AO(アドミッション・オフィス)入試について、幅広い観点から3年以内に検討を行い、可能な学部で実施する。</p>	<p>学部入学者選抜については、学部の特性に応じて、推薦入試や海外から帰国した生徒、社会人、障がい者、外国人などを対象とした特別選抜入試を実施する。また、工学部(5学科)において、AO(アドミッション・オフィス)入試を実施する。</p>
4	<p>・多様な経歴を持った学生の入学を促進するため、学部の特性に応じて、短期大学や高等専門学校、四年制大学(学士)からの編入学制度を実施する。</p>	<p>学部の特性に応じて、短期大学や高等専門学校、四年制大学からの編入学制度を実施することとし、工学部及び人間社会学部において3年次編入学試験を、看護学部及び総合リハビリテーション学部において2年次編入学試験を実施する。</p>
5	<p>・大学院入学者選抜については、一般選抜入試の方法や試験科目を工夫するほか、社会人や外国人等の特別選抜入試を実施し、多様な学問的背景を持った優秀な学生の受入れを促進する。</p>	<p>大学院入学者選抜については、一般選抜入試の方法や試験科目を工夫するほか、社会人や外国人等の特別選抜入試を実施し、優秀な学生の受入れを促進する。</p>
6	<p>・学生が主体的に専攻分野を選択できるよう、学生の学習過程を考慮し、学問領域の近接性・関連性のある学科については合わせて募集するなど、入学段階での募集単位のあり方を3年以内に検討する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

資料4-3

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
教育内容の充実・改善 ア 学部教育		
7	<p>・総合教育研究機構において、全学を対象とした共通教育科目(教養科目、基盤科目)や、専門基盤科目(専門基礎科目)を開講する。看護学部、総合リハビリテーション学部については、当該学部において、専門基盤科目(専門支持科目)を開講する。</p>	<p>総合教育研究機構において、全学を対象とした共通教育科目(教養科目、基盤科目)や専門基盤科目(専門基礎科目)を開講するとともに、看護学部、総合リハビリテーション学部において、専門基盤科目(専門支持科目)を開講する。</p>
8	<p>・教養科目では、現代社会が直面する様々な課題に対応するため、学際的・総合的な判断能力、チャレンジ精神や独創性、倫理観や人権意識などを養う科目を充実する。そのため、現代的、人類的なテーマを設定し、通常の講義型科目だけでなく、複数の講師が担当する科目や討論・発表中心のゼミナール科目を開講する。</p>	<p>教養科目では、学際的・総合的な判断能力、知的探究心や独創性、倫理観や人権意識などを養うため、現代的、人類的なテーマを設定し、複数の講師が担当する科目や討論・発表中心のゼミナール科目を開講する。</p>
9	<p>・基盤科目では、外国語科目、一般情報科目、健康・スポーツ科学科目など、基礎的な知の技術を習得する科目を充実する。</p>	<p>基盤科目では、外国語科目、一般情報科目、健康・スポーツ科学科目など、基礎的な知の技術を習得する科目を開講する。</p>
10	<p>・専門基盤科目では、理科系と医療系の学生に対して専門科目と密接に関連する科目を開講して、基礎学力の向上と専門科目への円滑な接続を図る。</p>	<p>理科系と医療系の学生に対して専門科目の基礎となる専門基盤科目を開講するとともに、「共通教育専門委員会」の「専門基礎科目部会」等において、基礎学力の向上と専門科目への円滑な接続のあり方を検討する。また、Webによる学習支援システムにより、学生の自主的学習を支援する。</p>
11	<p>・教育職員免許状、司書・司書教諭資格、学芸員資格に関わる資格科目を開講する。</p>	<p>教育職員免許状、司書・司書教諭資格、学芸員資格に関わる資格科目を開講する。</p>
12	<p>・全学共通教育と専門教育の相補関係を履修モデルや履修指導を通じて明確にする。また、大学院への進学者の多い工学部、生命環境科学部、理学部においては、博士前期課程との連続性を考慮した教育を展開する。</p>	<p>全学共通教育と専門教育の相互補完関係を明確にした履修モデルを入学生に説明する。また、大学院への進学者が多い工学部、生命環境科学部、理学部において、博士前期課程との連続性を考慮したカリキュラムをもとに、一貫教育を展開する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
13	<p>・従来の講義型科目に加えてプロジェクト企画型、学外研究、討論・発表型科目などを展開する。</p>	<p>従来の講義型科目に加えてプロジェクト企画型や討論・発表型科目などを展開する。</p> <p>工学部においては、デザイン型科目(創成型科目)を1年次の専門教育として実施する(9学科で開講)とともに、2年次以降もデザイン能力、創成能力を育成するための実験・実習・演習などの科目を全学科で実施する。</p> <hr/> <p>生命環境科学部においては、課題発見、問題解決能力や創造性等を涵養するため、学科の特性に応じて実習科目や演習科目などを開講する。</p> <hr/> <p>理学部においては、課題発見、解決方策の立案、遂行と続く試行錯誤的な問題解決へのプロセスを体験させるとともに、討論や発表を重視した総合演習などの科目を開講する。</p> <hr/> <p>経済学部においては、少人数で行う討論・発表型科目として、各種ゼミナールを全学年で開講し、これらの成果を最終的には卒業論文の作成に生かす。また、研究領域に応じて、学外の研究会・学会への参加、他のゼミとの討論会などを行うなど、ゼミナールの活性化を図る。</p> <hr/> <p>人間社会学部においては、少人数で行う討論・発表型科目として演習科目を開講し、卒業論文に結実させる。また、課題発見とその解決の能力を育むプロジェクト企画型の科目として、学科の特徴に応じて演習科目や実習科目を開講するとともに、現代的教育ニーズ取組支援プログラムの採択事業の取り組みとして、「堺・南大阪地域学」を開講する。</p> <hr/> <p>看護学部においては、演習・実習科目で事例研究など参加型授業等の展開を図る。また、平成17～19年度に採択された現代的教育ニーズ取組支援プログラムにおいて看護問題解決能力を育成するため平成18年度に開発した事例学習用のeラーニング教材を活用し、「eラーニングで学ぶ継続看護」を試行するなど参加型授業を実施する。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学部においては、臨床実習などの科目において、事例研究の発表・討論を行うなど参加型授業等の展開を図る。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
14	<p>・学外教授等制度や地域と連携した学習支援システムの構築を図るなど学外実習を充実させる。</p>	<p>学外実習を実施する。</p> <p>獣医学科においては、大阪府環境農林水産総合研究所における牧場実習を実施する。</p> <hr/> <p>社会福祉学科においては、社会福祉実習、精神保健福祉援助実習などの学外実習を実施する。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学部においては、臨床講師の称号を付与する制度や「臨床実習病院」の認定制度などの地域と連携した学習支援システムを活用した臨床実習など学外実習を実施する。</p>
15	<p>・特に成績が優秀な学生については、学部3年(獣医学科4年)の在学で大学院に進学できる制度(飛び入学)を実施する。また、学部3年での卒業を認める制度(獣医学科を除く)について3年以内に検討する。</p>	<p>学部3年(獣医学科4年)の在学で大学院に進学できる制度(飛び入学)を実施する。</p> <p>また、学則(平成20年4月1日施行)の規定に基づく、学部3年での卒業を認める制度(獣医学科を除く)の実施について、各学部・学科において検討を行う。</p>
16	<p>・工学部、生命環境科学部については、卒業後の専門技術者としての国際的な通用性を確保するため、日本技術者教育認定機構(JABEE)の実施する教育プログラムの認定取得を中期目標期間中に目指す。</p>	<p>日本技術者教育認定機構(JABEE)の実施する教育プログラムの認定取得に取り組む。</p> <p>工学部においては、化学工学科が平成20年度の申請に向けて取り組むとともに、電子物理工学科等の学科においては、平成21年度以降の申請に向けて取り組む。</p> <hr/> <p>生命環境科学部においては、認定取得に向けた取り組みをさらに進め、緑地環境科学科が、教育・学習目標の達成度の評価方法や教育点検システムについて引き続き検討する。</p>
17	<p>・専門職種に関する国家試験について合格率の上昇を図る。</p>	<p>専門職種に関する国家試験について合格率の上昇を図る。</p> <p>生命環境科学部においては、獣医師国家試験合格率95%を目標とする。</p> <hr/> <p>人間社会学部においては、社会福祉士国家試験合格率70%、精神保健福祉士国家試験合格率90%を目標とする。</p> <hr/> <p>看護学部においては、看護職(保健師・助産師・看護師)の国家試験合格率100%を目標とする。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学部においては、理学療法士および作業療法士国家試験合格率95%、管理栄養士国家試験合格率90%を目標とする。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
教育内容の充実・改善 イ 大学院教育		
18	<p>・学部専門教育との連携を保ちながら、専門分野に関する高度な専門知識や関連学問分野に関する幅広い専門知識を教授する。</p>	<p>学部専門教育との連携を保ちながら、専門分野に関する高度な専門知識や関連学問分野に関する幅広い専門知識を教授する。</p> <p>工学研究科においては、学部教育で行っている科目を基礎にして、専門的知識を教授するための科目を設定するとともに、幅広い専門知識を習得させるために、「特別演習」科目を各学年に開講する。</p> <hr/> <p>生命環境科学研究科においては、学部での基礎的専門教育との連携を保ちながら、高度な専門知識を教授するとともに、各分野における幅広い知識を修得させるために、「ゼミナール」科目を各学年に開講する。</p> <hr/> <p>理学系研究科においては、広範な専門分野において専門科目を開設し、学生に自分の専門分野ばかりでなく、関連分野の科目も受講させることにより、幅広い専門知識を教授する。</p> <hr/> <p>経済学研究科においては、高度な専門知識を教授するとともに、学部との連携を考慮し、より幅広い専門知識を修得させるために、主要分野について「基礎講義」を開講する。</p> <hr/> <p>人間社会学研究科においては、幅広い専門知識を教授するため、オムニバス方式の科目を設定するとともに、指導教員による「演習」と「特別研究」を通じて、専門分野に関する高度な知識を修得させる。</p> <hr/> <p>看護学研究科においては、幅広い知識や方法論を教授するための基礎教育と、高度な専門知識を修得させるための専門教育を実施する。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学研究科においては、幅広い専門知識を教授するため、オムニバス方式の「特論科目」を設定するとともに、「特別演習」、「特別研究」を通じて、専門分野に関する高度な知識を修得させる。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
19	<p>・専門的課題についての研究能力を高めるため、問題設定・問題解決能力及び学術論文や技術資料の調査・分析能力を向上させるための科目を充実させる。また、論文執筆能力を培うための充実した指導を行う。</p>	<p>専門的課題についての研究能力を高めるとともに、論文執筆能力を培う。</p> <p>工学研究科においては、指導教員による個別指導の下で、各専攻に設けられている「特別研究」により、問題設定・問題解決能力を培う指導を行い、「特別演習」により、学術論文や技術資料等の調査・分析能力、さらには論文執筆能力を培うための指導を行う。</p>
		<p>生命環境科学研究科においては、大講座制の利点を生かした複数指導体制の下で、修士論文作成のための個別の研究テーマを設定して総合的な研究能力の向上を図る。また、「研究実験」「特論」等を開講し、研究を展開するために必要な調査、分析、論文作成能力等を養成する。</p>
		<p>理学系研究科においては、指導教員による個別指導の下、「特別研究」を通じて問題設定・問題解決能力を培う高度で実践的な教育を行う。また、「特別演習」で研究資料の調査・分析能力、発表能力、論文を執筆する能力を高める指導を行う。</p>
		<p>経済学研究科においては、指導教員による「演習」と複数の教員による「論文演習」を通じて、自らの研究を発表する能力、他の学生の発表を理解し批評する能力、論文を執筆する能力を高める。</p>
		<p>人間社会学研究科においては、指導教員による「演習」を通じて研究能力、論文執筆能力を高めるとともに、「特別研究」、「特別演習」や「研究特論」などの科目を通じて、研究方法とその応用能力を修得させる。</p>
		<p>看護学研究科においては、「理論看護学」「看護学研究法」などの基礎教育により、専門的課題についての調査・分析能力を培い、専門教育の「特別研究」において、論文執筆能力を高めるための個別指導を行う。</p>
		<p>総合リハビリテーション学研究科においては、指導教員による「特別演習」を通じて、学術論文や医学、医療資料等の調査・分析能力、さらに論文執筆能力の向上を図るとともに、「特別研究」により、問題設定・問題解決能力を培う高度で実践的な教育を行う。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
20	<p>・日本語及び英語を初めとする外国語でのコミュニケーション能力の向上を図り、学術報告の発表や討論を行う能力を培う。</p>	<p>日本語及び英語をはじめとする外国語でのコミュニケーション能力の向上を図り、学術報告の発表や討論を行う能力を培う。</p> <p>工学研究科においては、国内外の学会における発表などを通して発表能力を高めると共に、全科目の25%の科目で英語による授業を実施する。また、外国語によるコミュニケーション能力に関するモチベーションを向上させるため、平成21年度入試(平成20年8月実施)より、全分野において、TOEIC等の外部試験結果を英語の成績として導入する。</p> <hr/> <p>生命環境科学研究科においては、「プレゼンテーション」等の科目により、課題研究についての実験計画や途中経過を英文でまとめて発表し、討議させることにより、プレゼンテーション能力を高める。また、国内外の学会発表や国際会議への参加を推奨する。</p> <hr/> <p>理学系研究科においては、修士論文発表会を専攻分野が関連する研究室や各専攻において開催し、発表する能力、発表を理解し批評する能力を培う。また、高度な外国語でのコミュニケーション能力の向上を図るため、招聘外国人研究者による講義やゼミナールを実施するとともに、外国の研究者による学術講演会を実施する。さらに、新規科目として「サイエンスコミュニケーション」を開講し、より一層の外国語によるコミュニケーション能力を培う。</p> <hr/> <p>経済学研究科においては、「外国文献研究」などの科目を通じて、英語能力を高める。また、「演習」、「論文演習」科目や授業以外でも、研究会や学会への参加を奨励することにより、コミュニケーションや討論の能力を高める。</p> <hr/> <p>人間社会学研究科においては、社会福祉学専攻や人間科学専攻現代人間社会分野において、異なる専攻・分野の学生が共同で研究・討論を行う科目を設定するとともに、大学院生の学会加入や学会発表を推奨することにより、学術報告・討論能力の向上を図る。また、フランスでの語学研修(フランス語)、ニュージーランドでの語学研修(英語)に加え、韓国での語学研修(韓国語)を実施する。</p> <hr/> <p>看護学研究科においては、「調査研究処理法」や「特別研究」における討論や発表などを通じてコミュニケーション能力を涵養するとともに、国内外の学会における発表を推奨する。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学研究科においては、1年次に修士論文中間発表会を開催することにより、発表する能力や発表を理解し批評する能力を培う。また、国内外の学会における発表、特に国際会議の発表を奨励する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
21	<p>・研究科・専攻の特性に応じ、高度な専門性が求められる職業に従事する人材を育成するコース等を設け、より実践的な教育を展開する。</p>	<p>研究科・専攻の特性に応じ、高度な専門性が求められる職業に従事する人材を育成する。</p> <p>経済学研究科においては、経営学修士(MBA)の養成コースで実践的な教育を展開する。また、サテライト教室(経済学専攻、経営学専攻)において、「戦略経営・法務」や「公共政策」学習プログラムを提供し、高度で実践的な教育を展開する。</p> <hr/> <p>人間社会学研究科においては、日本臨床心理士資格認定協会による一種指定校を目指す。</p> <hr/> <p>看護学研究科においては、10分野の専門看護師(CNS)の育成を図る。</p>
22	<p>・専門分野に関する重要課題を認識し、普遍的価値のある問題を抽出し、それらを分析・総合・評価し、新しい知識を体系化する能力を養うために、特別研究・特別演習などの科目を開講する。また、優れた学術論文を執筆できるよう、充実した論文指導を行う。</p>	<p>専門分野に関する重要課題を認識し、普遍的価値のある問題を抽出し、それらを分析・総合・評価し、新しい知識を体系化する能力を養うために、すべての研究科において「特別研究」「特別演習」などの科目を開講する。また、優れた学術論文を執筆できるよう、充実した論文指導を行う。</p>
23	<p>・異文化に対する理解とコミュニケーション能力の向上を図り、国内外の学会、国際会議において論文発表や研究討論を行う能力を培う。</p>	<p>異文化に対する理解とコミュニケーション能力の向上を図り、国内外の学会、国際会議において論文発表や研究討論を行う能力を培う。このため、海外から著名な研究者を招聘し、講演会や討論の機会を増やすとともに、国際会議や学会での発表を奨励する。</p>
24	<p>・自らの専門分野を探究するだけでなく、他分野の研究に対して視野を広げ、独創的な学問分野を開拓する能力を培うために、他分野の科目が履修できるようにする。</p>	<p>他分野の研究に対して視野を広げ、独創的な学問分野を開拓する能力を培うために、他分野の科目も履修できるようにする。</p>



# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
	多様な教育・履修システムの構築 ア 学部教育	
25	<p>・学生の学習意欲を喚起するため、学部1年次から専門科目、演習・実験科目を開設し、科目等の特性に応じてクラス編成を少人数にするなどの方策を実施する。</p>	<p>学部1年次から専門科目を開設するなど、学生の学習意欲を喚起するための方策を実施する。</p> <p>工学部においては、1年次から専門科目を開設するとともに、演習・実験科目では少人数グループ編成とする。</p> <hr/> <p>生命環境科学部においては、1年次に少人数グループ編成による入門実習・ラボ演習や獣医学概論等の動機付け科目を開講するとともに、生化学、有機化学等の専門基礎科目を開講する。</p> <hr/> <p>理学部においては、1年次から専門科目等を開設するとともに、演習・実験科目では少人数グループ編成とする。</p> <hr/> <p>経済学部においては、1年次から「ミクロ経済学入門」「経営学」「簿記論」などの専門科目を開講するとともに、学生の積極性を養うため少人数による「基礎ゼミナール」を開講する。</p> <hr/> <p>人間社会学部においては、1年次から専門科目として入門科目、概論科目、原論科目等を開設し、科目の特性に応じて少人数編成を図る。</p> <hr/> <p>看護学部においては、1年次から専門科目を開設し、演習・実習科目では、eラーニング教材を活用して、学生の主体的・意欲的な学習を促進する。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学部においては、1年次から専門科目、実習科目を開設するとともに、講義・実習を少人数により実施する。また、1年次から臨床実習の事例研究報告会や卒業研究発表会へも参加させ、学習意欲を喚起する。</p> <hr/> <p>総合教育研究機構においては、教養科目(教職科目等を除く)及び初修外国語(独仏中朝露)科目を少人数編成により開講する。また、討論・発表形式を取り入れた双方向の授業形態をとる教養ゼミナールを少人数編成により開講する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
26	<p>・学生の主体的な興味、関心に基づき、学部・学科の枠を越えた科目履修を可能とする「自由選択枠」を設ける。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
27	<p>・高い専門性ととも、複眼的で幅広い視野を身につけるため、学部等の特性を考慮しつつ、主専攻以外の科目を副専攻として履修することができる制度を3年以内に検討する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
28	<p>・高等学校教育の多様化などにより、様々な履修歴の学生が増加する中、高等学校教員等の協力を得て、必要な学生を対象に、リメディアル教育(補習教育)を実施する。</p>	<p>総合教育研究機構が実施する「初習生物」「初習物理」において、リメディアル教育(補習教育)を実施する。</p>
29	<p>・学生が自らの適性や将来の進路を慎重に見直した結果、転学部・転学科を希望するに至った場合には、入試・編入学制度との整合性を考慮しながら柔軟に対応できる制度を導入する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
30	<p>・学生の学習機会の拡充を図るため、他大学が開講する講義の相互履修や単位認定を行う単位互換制度を実施し、連携大学数を中期目標期間中に増加させる。また、連携の推進に当たっては、遠隔講義や共同講義などの新しい取り組みについても検討を進める。</p>	<p>大阪市立大学、大阪商業大学及び南大阪地域大学コンソーシアム加盟12大学、並びに大学コンソーシアム大阪加盟大学44大学と単位互換制度を実施する。</p>
31	<p>・学生の学習意欲を喚起するとともに、学生に自らの適性や将来設計を考える機会を与え、高い職業意識の育成を図るため、自らの専攻や将来の進路と関連した就業体験を行うインターンシップを、単位を付与する正規の授業科目として位置づけるなど充実させる。</p>	<p>工学部、生命環境科学部、理学部及び人間社会学部において、インターンシップを正規の授業科目として実施する。</p>
32	<p>・ボランティア活動や国内外でのフィールドワークなど、実体験を重視した活動の単位認定について3年以内に検討する。</p>	<p>ボランティア活動や国内外でのフィールドワークなど、実体験を重視した活動の単位認定において、共通教育専門委員会において具体的な検討を行う。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
多様な教育・履修システムの構築 イ 大学院教育		
33	<p>・先端的な研究成果を、特別講義等の科目やオプションコースの設定などにより、大学院教育課程に反映させる。</p>	<p>特別講義等の科目やオプションコースの設定などにより、先端的な研究成果を大学院教育課程に反映させる。</p> <p>工学研究科においては、「21世紀COEプログラム」関連科目を開講し、「資源循環科学・工学コース」として設定する。</p> <p>生命環境科学研究科においては、バイオマス資源の循環、動物構造機能学などの「特別講義」を開講する。</p> <p>理学系研究科においては、先端的研究に従事している研究者を招聘し、短期集中形式の「特別講義」を開講する。</p> <p>経済学研究科においては、「特別研究」や「演習」を活用して、先端的な理論や実践活動を教授する。また、授業以外に教員を中心メンバーとする研究会に参加させて、より高度な研究を促す。</p> <p>人間社会科学研究科においては、「特殊講義」等の科目を開講する。また、現代GPなどの共同研究プロジェクトへの参加を奨励する。</p> <p>看護学研究科においては、「魅力ある大学院教育」イニシアティブで開設した「看護学研究法演習」と「看護学研究方法論演習」を引き続き正規授業科目として開講する。</p> <p>総合リハビリテーション学研究科においては、先端的な研究成果や実践成果を教授する「特別講義」を、短期集中形式で開講する。</p>
34	<p>・他の試験研究機関や民間企業から客員教員を受入れ、学生がこれらの機関の施設・設備を活用した研究指導を受ける機会を確保する、連携大学院制度を推進する。</p>	<p>工学研究科、生命環境科学研究科において、連携大学院制度を実施する。</p>
35	<p>・大阪の都心部に夜間や週末に開講する経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)において、社会人を対象とした充実した教育研究を展開する。</p>	<p>経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)において、社会人を対象として「戦略経営・法務」及び「公共政策」に関する実践的な教育研究プログラムを展開する。</p>
36	<p>・社会人のリカレント教育への需要に応えるため、研究科・専攻の特性に応じて、特定の時期または時間帯において授業や研究指導を実施するなどの工夫を行う。</p>	<p>社会人のリカレント教育への需要に応えるため、理学系研究科、経済学研究科(サテライト教室)、人間社会科学研究科、看護学研究科及び総合リハビリテーション学研究科において、社会人の院生に配慮した時期や時間帯での授業や研究指導を実施する。</p> <p>また、平成19年度に設置した森之宮サテライト教室(看護学研究科)に加え、新たに中之島にサテライト教室を設置し、社会人の院生を対象とした講義を実施する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
37	・あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期履修学生(パートタイム学生)制度の導入について、3年以内に検討する。	(年度計画なし 達成済)
38	・特定の職業に従事するために必要な、より高度な専門的・実践的知識を有する人材養成を目的とした専門職大学院の設置について、幅広い観点から中期目標期間中に検討を進める。	高度な専門的・実践的知識を有する人材養成を目的とした専門職大学院の設置について、「公立大学法人大阪府立大学の将来像の構築に関する検討委員会」において、引き続き検討する。
39	・優秀な大学院生を教育補助者や研究補助者とするティーチング・アシスタント制度(TA)やリサーチ・アシスタント制度(RA)の積極的な活用を図る。	全学部において、講義・演習・実習などティーチング・アシスタント制度(TA)の積極的な活用を図る。また、リサーチ・アシスタント制度(RA)についても、プロジェクト研究等において活用を図る。
適切な成績評価等の実施		
40	・学部学生の学習効果を高めるため、1年間に登録できる履修単位の上限を設定する。	(年度計画なし 達成済)
41	・各科目の到達目標と成績評価基準をシラバス等で明確に示した上で、GPA(Grade Point Average)制度を導入し、厳格な成績評価を行う。また、学生自身が学習の達成度を評価できる仕組みを検討する。	GPA(Grade Point Average)制度の趣旨を学生に周知するとともに、教育改革専門委員会を中心に、制度の成果等について検証する。
42	・特に成績が優れた学生には、表彰、大学院進学推薦や飛び入学資格の付与などを行い、学生の勉強意欲を高める。	特に成績が優れた学生には、表彰、大学院進学推薦や飛び入学資格の付与などを行う。
43	・学力不振の学生に対しては、指導教員や学生アドバイザー等による十分な学習指導・生活指導を行い、その後成果が上がらない場合は退学勧告を行う制度の導入について、3年以内に検討する。	指導教員や学生アドバイザー等によるきめ細かな学習指導、生活指導を行うとともに、新入生については、成績を保護者にも通知し、学生の学習状況について保護者の理解を深める。また、学習指導・生活指導の成果が上がらない学生への対応について、教育改革専門委員会において、GPAを用いた指導方法や退学勧告制度を含めた指導のプロセス等について検討を行う。

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
適切な学生収容定員の検討		
44	・各年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。	本年度の学部、研究科における学生収容定員は別表のとおり。
45	・教育研究組織のあり方の検討(学部・学科等再編を含む)とともに、公立大学としての適正な学生収容定員の検討を、次期中期目標に向けて進める。	「公立大学法人大阪府立大学の将来像の構築に関する検討委員会(H19.10.17設置)」が平成20年秋を目途にとりまとめる成案の中で、次期中期目標に盛り込むべき教育研究組織のあり方(学部・学科等再編を含む)や適正な学生収容定員の検討を行う。
研究水準等に関する目標を達成するための措置		
目指すべき研究の水準		
46	・教員個人及びグループは、研究の目的意識を明確にしつつ、各分野の先端的課題に取り組み、所属する国内外の学会等において相応の研究業績を上げるだけでなく、その活動が当該学問分野において高い評価を受ける水準となるよう努力する。	各教員やグループは、それぞれの研究目的、計画、内容、成果などを積極的にホームページに掲載する等、研究活動の公開に努めるとともに、各部局においては、その特性に応じて、学術誌の評価を活用し、より高い水準の学術誌により多くの学術成果を発表するよう努める。また、学長及び部局長裁量経費の活用により、特色ある教育研究や質の高い教育研究を積極的に推進する。
47	・学術論文の発表及び学術講演・学会発表については、その水準の維持向上を図るとともに、件数を増加させる。	<p>学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。</p> <p>工学研究科においては、学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、前年度と同レベルの水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。</p> <p>生命環境科学研究科においては、学術論文の発表及び学術講演・学会発表について、前年度と同レベルの水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。</p> <p>理学系研究科においては、教員一人当たり原著論文(査読された欧文論文に限る)の発表件数の増加を目指す。</p> <p>経済学部においては、学術論文及び学術講演・学会発表について、前年度の水準の維持・向上を図るとともに、発表件数の増加を目指す。</p> <p>人間社会学部においては、学術論文の発表および学術講演・学会発表について、水準の維持・向上を図るとともに、件数の増加を目指す。</p> <p>看護学部においては、学術論文発表は前年度と同じレベル、学術講演・学会発表件数については、件数の増加を目指す。</p> <p>総合リハビリテーション学部においては、教員一人あたりの学術論文発表について2報を目指す。また、学会発表については、前年比の20%を目指し、国際学会の発表を前年と比べて増加させる。</p> <p>総合教育研究機構においては、教員一人あたりの学術論文及び学術講演・学会発表について、前年度と同じレベルを目指す。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

資料4-3

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
大学としての重点的な取組み		
48	<p>・大学における教育研究の活性化を促し、戦略的な学内資源配分を推進するため、教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長(学長)のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分するシステムを導入する。</p>	<p>教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長(学長)のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分する。</p>
49	<p>・21世紀の日本経済・社会の発展の牽引力となる、主要な技術であるIT、ナノ、バイオなどの研究について、重点的・持続的な推進を図る。</p>	<p>工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、産学官連携機構において、IT、ナノ、バイオ、環境などの研究について、重点的・持続的な推進を図る。 特に環境問題の解決に向けて、全学的に取り組む。</p>
50	<p>・産学官連携機構において、学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究の選考及び評価を行う体制を整備し、社会のニーズに即した研究の推進を図る。採択されたプロジェクト研究については、予算配分を行うほか、各学部・研究科等に所属する教員を任期付きで参画させるなど重点的集中的に取り組む。</p>	<p>産学官連携機構において、17年度に採択した学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究(研究期間:17年度～19年度)について、研究期間終了に伴い完了評価を行うとともに、新規プロジェクト研究の実施に取り組む。</p>
51	<p>・21世紀COEプログラムなど国のプロジェクトに適合した戦略拠点プロジェクト研究を推進する。</p>	<p>21世紀COEプログラムに採択された「水を反応場に用いる有機省資源循環科学・工学」の研究を、引き続き大学独自で推進する。また、国プロジェクトとして採択された看護学研究科「がんプロフェッショナル養成プラン」や人間社会学部「現代GP(地域活性化)」など、国のプロジェクトに適合した戦略拠点プロジェクト研究を推進するとともに、プロジェクトの新規採択を目指す。</p>
成果の社会への還元		
52	<p>・産学官連携機構を核として、民間企業や公的機関等との共同研究やライセンス移譲、地域の抱える課題に対する大阪府や府内自治体との連携を推進する。また、大学のシーズ紹介フェア、シンポジウムをそれぞれ年1回開催するとともに、他機関による技術マッチングフェア等への参加を年間20件程度実施する。</p>	<p>産学官連携機構を核として、民間企業や公的機関等との共同研究やライセンス移譲、地域の抱える課題に対する大阪府や府内自治体との連携を推進する。 また、大学のシーズ紹介フェア、産学官連携シンポジウムをそれぞれ年1回開催するとともに、他機関による技術マッチングフェア等への参加を年間20件程度実施する。</p>
53	<p>・総合教育研究機構の教育改革・展開部門にエクステンション・センターを設置し、府民のニーズに応える多様な公開講座の実施に取り組む。</p>	<p>総合教育研究機構のエクステンション・センターにおいて、環境、科学、文化、健康など府民ニーズの高い公開講座(27講座)を実施する。</p>
54	<p>・教員の業績評価の一要素として社会貢献面の評価を実施し、教員の積極的な社会貢献を促す。</p>	<p>自己点検・評価の組織評価及び教員活動評価の評価項目に社会貢献を定め、自己点検・評価を通じて、教員の積極的な社会貢献を促す。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
教育研究の実施体制に関する目標を達成するための措置		
教育研究体制の充実		
55	・すべての学部の上に大学院を設置することを視野に入れ、教員の教育研究水準の向上を図る。	(年度計画なし 達成済)
56	・教員の博士号の取得率や学生の大学院進学率の向上を図り、教員の所属組織を学部から大学院へ移行する大学院研究科の部局化を、一定の基準のもと推進する。	大学院研究科の部局化を一定の基準のもとで推進するため、教員の博士号の取得率や学生の大学院進学率の向上を図るなどの取組を行う。
57	・教育研究の流動性確保の観点から、複数の教授、准教授などで構成する大講座制を推進する。	(年度計画なし 達成済)
58	・総合教育研究機構は、学部・研究科の協力のもと、質の高い全学共通の教養・基礎教育等を展開する。	総合教育研究機構において、学部・研究科教員の協力を得て、質の高い全学共通の教養・基礎教育等を展開する。
59	・講座、分野、学科・専攻、学部・研究科、さらには大学の枠を超えた教員・研究者間の交流を促進し、学内外の共同研究、プロジェクト型の研究を推進する。	<p>学部・研究科さらには大学の枠を超えた教員・研究者間の交流を促進するとともに、産学官連携機構において、産学官共同研究やプロジェクト研究を積極的に推進する。また、「21世紀科学研究所」を拡充して、学内の共同研究、とりわけ、観光や環境の分野において積極的に推進する。学部・研究科においては次の取組を行う。</p> <p>工学研究科においては、工学研究科リエゾンオフィスを中心として、インセンティブ方策の活用などにより、外部資金の獲得の増加を目指す。また、他大学との連携、学内他部局との連携を積極的に行い、他大学との共同研究やプロジェクト型研究、分野横断型の研究プロジェクトを実施する。</p> <p>生命環境科学研究科においては、国内外から客員教員を受け入れ、共同研究を推進するとともに、府立の研究機関及び民間企業との共同研究やプロジェクト型の研究を推進する。</p> <p>理学系研究科においては、国際的な共同研究及びプロジェクト研究を積極的に推進するため、当該研究を実施する教員が研究に専念できるよう支援する。</p> <p>経済学部においては、学会や研究会を通じて研究者間の交流を進めるとともに、学部長裁量経費を活用し、共同研究、プロジェクト型の研究を推進する。</p> <p>人間社会学部においては、現代GP等により教員・研究者間の交流を促進し、共同研究・プロジェクト研究を推進する。</p> <p>看護学部においては、実習病院との共同研究や療養学習支援センターにおけるプロジェクト研究を推進する。</p> <p>総合リハビリテーション学部においては、学内外の共同研究、プロジェクト型研究を推進するための情報交換会を開催する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
		総合教育研究機構においては、プロジェクト型研究を支援するとともに、国外や学内外の研究者との共同研究を積極的に推進する。
60	・教育研究の推進に当たっては、ティーチング・アシスタント制度(TA)やリサーチ・アシスタント制度(RA)、博士研究員(ポスドク)制度など、大学院生や若手研究者の効果的な活用を図る。	ティーチング・アシスタント制度(TA)やリサーチ・アシスタント制度(RA)、博士研究員(ポスドク)制度など、大学院生や若手研究者の活用を図る。
61	・教育研究の質の向上を図るため、一定期間、管理・教育職務を免除し、研究に専念させるサバティカル制度等の導入について中期目標期間中に検討を進める。	平成19年度に整備したサバティカル制度に関する規程を学内に周知し、制度の運用を図る。
全学教育研究組織の確立 ア 総合教育研究機構		
62	・総合教育研究機構に共通教育部門と教育改革・展開部門を設ける。	(年度計画なし 達成済)
63	・共通教育部門は、全学共通の教養・基礎教育の実施や資格科目の提供について、学部・研究科の協力のもと、その充実を図る。	共通教育部門において、全学共通の教養・基礎教育の実施や資格科目の提供について、共通教育専門委員会で協議し、学部・研究科の協力を得て、その充実を図る。
64	・教育改革・展開部門に高等教育開発センターを設置し、学部・研究科と調整の上、全学的な教育改革を推進する。同センターでは、学生による評価を始め授業評価の適切な手法の検討を進めるなどして、教育活動及びその効果に関する調査・分析を行い、また、教育改革に関する研修・講習等の事業を実施して、全学の教育内容の改善と教員の教育に関する力量の向上を図る。さらに、学生の入学前後の学習状況を把握し、その検討結果を接続教育をはじめとする教育のあり方・改善のための指針とする。	高等教育開発センターにおいて、学部・研究科と調整の上、教育改革専門委員会と連携し全学的な教育改革を推進する。授業アンケートを実施し、授業評価の適切な手法を検討する。また、相互授業参観制度(ピア レビュー)を引き続き実施するとともに、FDワークショップ、FDセミナーなどの実施、FD活動の普及のためのセンターニュースの発行など、全学の教育内容の改善と教員の教育力の向上を図る。さらに、大学設置基準の改正(FDの義務化)に対応し、新たに新任教員FD研修を実施するとともに、各部局のFD活動のサポートに取り組む。総合教育研究機構においては、機構長教育奨励賞を設置し、授業改善を一層進めるとともに、科目グループごとのFD活動を進めるために各教室(科目グループ)でのFD研修を実施する。
65	・教育改革・展開部門にエクステンション・センターを設置し、学部・研究科の協力を得て、府民のニーズに対応した特色ある講座を毎年度体系的に提供する。その際、大阪府や府内自治体、他大学との連携も行き、提供方策の多様化を図る。	エクステンション・センターにおいて、学部・研究科の協力を得て、府民のニーズに対応した特色ある講座を体系的に提供する。また、府民ニーズを把握するため、アンケート調査を実施し、今後の方針を検討する。講座の提供にあたっては、大学コンソーシアムで企画される連携講座に積極的に参加するなど提供方策の多様化を図る。



# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
全学教育研究組織の確立 イ 学術情報センター		
66	<p>・学術情報センター図書館は総合図書館として機能の充実を図るとともに、羽曳野図書センターを始め学部等の図書室では専門図書等の資料の充実に努める。</p>	<p>学術情報センター図書館は、学生の学習・研究支援と電子情報サービスなど総合図書館として機能の充実を図るとともに、羽曳野図書センターをはじめ学部等の図書室では、専門図書等の資料の充実に努める。</p>
67	<p>・各キャンパスで別々に運営されている図書館システムを次期システムリプレイス時に統合し、情報ネットワークの強化によって蔵書情報を共有するなど各キャンパスや学部等図書室の機能強化を図る。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
68	<p>・必要に応じ、古蔵書や重複図書の整理を行うとともに、学生や教員のニーズを踏まえた電子ジャーナルの増加や新刊書の充実を図る。</p>	<p>所蔵図書を調査し、資料的価値を失った図書の除却や新刊書への買い換えなどの整理を行う。また、利用者のニーズを踏まえた新刊書の購入や、学術雑誌のうち電子ジャーナル契約が可能なものの電子ジャーナルへの移行を図る。</p>
69	<p>・大阪女子大学附属図書館(平成19年3月に廃止予定)が所蔵する貴重図書を始めた蔵書を中百舌鳥キャンパスに整理・移転し、利用に供する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
70	<p>・業務用・教育用・研究用システムを統合した学内統合情報システムを構築することにより、学内情報の効率的な運用管理とセキュリティの適切な対応を行う。</p>	<p>キャンパスネットワークシステム、統合認証システム、統合運用管理システム及びポータルシステムを基盤システムとし、業務用及び教育用を統合した統合情報システムの運用管理を行い、教育研究における積極的な活用及び業務の適正化、効率化を図るとともに、平成21年2月に、情報教育システムをリプレイスする。また、情報セキュリティポリシーに基づき、本学の情報資産の適正かつ安全な管理を図る。</p>
71	<p>・統合情報システムの効率的な運営を推進するため、情報システム及び情報ネットワークに関する先端的な研究等の成果を活用する。</p>	<p>統合情報システムの効率的な運営を推進するため、情報システム及び情報ネットワークに関する先端的な研究等の成果をもとに、次期統合情報システム及び次期キャンパスネットワークシステムの企画・立案、仕様の検討を行う。</p>
72	<p>・システムを活用した授業や研究の打ち合わせ会議など、分離キャンパスにおける教育研究環境を段階的に整備するため、遠隔講義システムを導入する。</p>	<p>分離キャンパスにおける教育研究環境を段階的に整備するため、19年度に試験導入した遠隔講義システムの本格運用に向けて、実施体制などについて関係部局と連携して検討する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
73	<p>・ウェブサービスの充実とともに、学習や研究に必要な資料の充実や学生のニーズに応じた選書などの取組みを行い、平成22年度の全学の図書館・図書室の貸出冊数は合計12万冊を目指す。</p>	<p>利用者サービスの向上を図るため、図書館利用オリエンテーションや電子ジャーナル利用者説明会等の実施やウェブサービスの周知・広報活動を充実する。また、本学の研究成果や活動を国内外に発信する機関リポジトリの構築について検討する。指定図書はシラバスの参考書と連携し、学習や研究に必要な資料の充実を図るとともに、学生選書会議による学生のニーズを踏まえた図書の選定などにより、全学の図書館・図書室の貸出冊数の増加を図る。(目標11万8,500冊)</p>
74	<p>・地域の文化ストックである学術情報センター図書館を生涯学習や学術情報の拠点として、広く府民に開放し、府民登録者数は年間4,000人程度を維持する。</p>	<p>学術情報センター図書館を生涯学習や学術情報の拠点として広く府民に開放する。また、ホームページや地域の広報誌の活用、公開講座やオープンキャンパスなどの機会を通じた積極的なPRを実施し、府民登録者数は年間4,000人程度を維持する。</p>
75	<p>・学術情報センターのホールの活用を促進し、公開講座や学生行事等学内利用はもとより、広く府民の利用に供し、利用回数を毎年度増加させるよう努める。</p>	<p>学術情報センター大ホールの活用を促進するため、ホームページやパンフレットなどを活用した積極的な広報に努め、公開講座や学生行事等学内利用はもとより、広く府民の利用に供するように取り組み、利用回数が前年度より増加するように努める。</p>
<p>全学教育研究組織の確立 ウ 産学官連携機構</p>		
76	<p>・産学官連携を全学的に推進するため、大阪府立大学知的財産ブリッジセンター(知的財産本部)の機能を充実・発展させた上、共同研究開発の機能を加え、知的財産の創造や発掘、マネジメントから活用までを一元的に実施する組織として、産学官連携機構の体制整備を行う。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
77	<p>・産学官連携機構の中に、産学官連携の司令塔として機構の企画運営及び意思決定を行う総合戦略調整室を設置し、その下に提案公募型共同プロジェクトの推進や附属施設の管理と運用などを行う先端科学イノベーションセンター、外部資金獲得の核となり各種活動を推進するリエゾンオフィス、長期戦略による知的財産の活用を行い将来の産学官連携に寄与する知的財産マネジメントオフィスを設置する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
78	<p>・旧大阪府立大学に設置していた先端科学研究所及び同生物資源開発センター、科学技術共同研究センターについては、その施設及び設備について産学官共同研究に資するため、産学官連携機構の附属施設として再編する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

資料4-3

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
学部・研究科附属施設の展開		
79	<p>・学部・研究科に「生産技術センター」(工学部・同研究科)、「附属教育研究フィールド」及び「附属獣医臨床センター」(生命環境科学部・同研究科)並びに「臨床心理相談室(仮称:中期目標期間中に整備予定)」(人間社会学部・同研究科)を教育研究用の実験・実習施設として附置し、質の高い教育研究を目指す。</p>	<p>工学部の「生産技術センター」、生命環境科学部の「附属教育研究フィールド」及び「附属獣医臨床センター」、人間社会学部の「心理臨床センター」において、実験・実習施設として質の高い教育研究を目指す。</p>
80	<p>・研究成果の地域還元を図るため、「女性学研究センター」(人間社会学部・同研究科)等を設け、特定課題の研究の促進や論集の発行、公開講座への参画などを促進する。</p>	<p>研究成果の地域還元を図るため、人間社会学研究科の「女性学研究センター」等において、研究の促進や論集の発行、公開講座の企画などを行うとともに、「療養学習支援センター」において、看護援助プログラムの実践・開発・研究を推進する。</p>
学生への支援に関する目標を達成するための措置		
81	<p>学生センターの機能を充実し、各キャンパスの学生事務部門との連携を図りつつ、学生への支援を実施する。</p>	<p>学生センターのワンストップサービス機能を充実するため、組織の見直しを行うとともに、羽曳野キャンパスの学生事務部門との連携を図りつつ、学生への支援を実施する。 また、WEB学生サービスセンターを活用し、学生支援をより一層充実する。</p>
82	<p>・学生センターに相談窓口を開設し、学習相談等に対応するとともに、学生アドバイザー等との緊密な連携を図りつつ、迅速な問題解決を推進する。また、学生が予約なしに研究室を訪問し、気軽に教員に相談できるよう、教員が研究室等を一定時間帯開放するオフィスアワーの実施を推進し、学生センターにおいて、その実施情報を一括提供する。</p>	<p>学生センターに設置した「学生総合相談室」を活用し、学生の日常的な相談に対応するとともに、WEB学生サービスセンターで、学生からの心の相談を含め、メールでの各種相談に対応していく。また、各教員が実施する「オフィスアワー」の情報をホームページで公開し、学生への周知を図る。また、学生委員会と学生アドバイザーの連携を強化し、学生へのきめ細かなサービスの提供に努める。</p>
83	<p>・学生の心身の健康管理体制を充実するため、健康管理センター(仮称)の設置を図る。</p>	<p>平成21年度の健康管理センター(仮称)の設置に向けて、組織体制や設置場所など設置案の具体化を図る。</p>
84	<p>・クラブ等の課外活動の活性化支援、留学やボランティア活動、住宅等の情報提供、セクシュアル・ハラスメント等の相談など、学生生活全般の相談・サポートを行う。</p>	<p>学生アドバイザー等と連携し、課外活動の活性化支援、留学・ボランティア活動・住宅等に関する情報提供やセクシュアル・ハラスメント等の相談など、学生生活全般にわたる各種相談や学生支援を行う。</p>
85	<p>・本学への理解を深め、入学後の学生生活をより充実したものとするため、入学志願者等に対し、本学の教育研究内容やキャンパスライフ、学生への支援制度等の説明を行うオープンキャンパスや入試ガイダンスを積極的に展開する。</p>	<p>入学志願者等に対し、オープンキャンパスや入試ガイダンスを積極的に展開する。高校等への訪問説明の実施、ホームページを活用した大学ガイダンスの案内や大学案内冊子の作成を行う。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

資料4-3

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
86	<p>・日本学生支援機構、公共団体、民間団体の奨学金制度や企業等から取得したアルバイト等の情報を学生が気軽に入手可能とするため、学生センター等学内PCの端末から提供できるようシステム化する。</p>	<p>各種奨学金制度に関する情報をホームページに掲載するとともに、掲示板に掲示して提供する。また、アルバイトの情報については、学内PCと掲示板を活用して提供する。さらに、電子情報掲示板などWEB学生サービスセンターの機能も活用して効果的な情報提供を図っていく。</p>
87	<p>・学業に精励している者でやむを得ない事情により授業料の納付が困難な者等に対しては、授業料の減額または免除を行う。また、民間銀行と提携した教育ローン制度を導入する。</p>	<p>授業料の減額または免除の制度を実施する。また、民間銀行と提携した教育ローン制度を実施する。</p>
88	<p>・学生が国内外の学術集會に積極的に参加・論文発表をする機会を増やすため、旅費等の支援を行う制度について3年以内に検討する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
89	<p>・1学年の段階から職業意識を育成し、自己の進路について考える機会を提供するキャリア・セミナーを実施し、また、インターンシップを積極的に推進する。</p>	<p>学生向けのキャリア・セミナーや保護者向けの就職ガイダンスを実施する。また、企業、団体が実施するインターンシップ制度などについて、積極的に情報提供する。</p>
90	<p>・卒業(修了)前の就職活動支援として、就職ガイダンスを年8回実施し、自己分析、業界情報提供、面接対策など、きめ細かなサポートを行う。</p>	<p>卒業(修了)前の就職活動支援として、就職ガイダンス(年12回)や個別就職相談の実施など、きめ細かなサポートを行うとともに、学外での就職セミナー等の紹介や活用に努める。また、新たに留学生向け就職ガイダンスなど実施する。</p>
91	<p>・企業等へのPR活動や関係機関との連携の強化を図るなど、就職情報の収集・提供体制を強化し、学生の就職率の向上に資する。また、企業等から取得した就職情報を学生が気軽に入手可能とするため、学生センター等学内PCの端末から提供できるようシステム化する。</p>	<p>商工会議所、大学コンソーシアム大阪や就職支援サービス企業などとの連携により、幅広い就職関連情報の収集に努めるとともに、企業等への訪問などによる大学のPR活動を積極的に行う。さらに、大学ホームページを通じての就職関連情報の内容の充実を図り、新規導入の「求人情報検索システム」を学生に周知し、活用を促進する。</p>
92	<p>・就職希望学生のほぼ100%の就職率を目指す。</p>	<p>新たに未内定者向け合同企業研究会の開催等の就職支援の取組みを充実して、就職希望学生のほぼ100%の就職率を目指す。</p>
93	<p>・海外から受入れた留学生等に対して、宿舍のあっせんなどの生活支援、奨学金制度の紹介や外国語科目等におけるTA制度の活用による経済的支援を行うとともに、チューター制度の拡充により生活全般の相談・サポートを行う。</p>	<p>留学生に対して、宿舍のあっせんなどの生活支援、奨学金制度の紹介による経済的支援を行うとともに、チューター制度の充実を図る。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
94	<p>・障害のある学生に対する支援については、ソフト・ハード両面の大学全体としての取組みを推進するとともに、学生センターにおいて、各学部・研究科と連携して、支援の必要な学生の状況を把握し、健康管理面などの役割を担う。</p>	<p>障がいのある学生に対する支援を行うため、ソフト・ハード両面の取組を推進する。学生センターにおいて、各学部・研究科や関係課と連携して、支援の必要な学生の状況を把握し、健康管理などの支援に努める。</p>
<p><b>2 社会貢献等に関する目標を達成するための措置</b>  <b>(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置</b>                      地域社会への貢献 ア 教育面での貢献及び連携</p>		
95	<p>・大阪の都心部に夜間や週末に開講する経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)において、社会人を対象とした充実した教育研究を展開する。</p>	<p>経済学研究科のサテライト教室(博士前期課程)において、社会人を対象として「戦略経営・法務」及び「公共政策」に関する実践的な教育研究プログラムを展開する。</p>
96	<p>・社会人のリカレント教育へのニーズにこたえるため、研究科・専攻の特性に応じて、特定の時期や時間帯において授業や研究指導を実施するなどの工夫を行う。</p>	<p>社会人のリカレント教育への需要に応えるため、理学系研究科、経済学研究科(サテライト教室)、人間社会学研究科、看護学研究科及び総合リハビリテーション学研究科において、社会人の院生に配慮した時期や時間帯での授業や研究指導を実施する。                      また、平成19年度に設置した森之宮サテライト教室(看護学研究科)に加え、新たに中之島にサテライト教室を設置し、社会人の院生を対象とした講義を実施する。</p>
97	<p>・あらかじめ標準修業年限を超える期間を在学予定期間として在学できる長期履修学生(パートタイム学生)制度の導入について、3年以内に検討する。</p>	<p>(年度計画なし 達成済)</p>
98	<p>・社会人特別選抜について、すべての大学院研究科での実施を目指し、また、学部においても、特性に応じて実施する。</p>	<p>社会人特別選抜について、大学院では工学研究科、生命環境科学研究科、理学系研究科、経済学研究科、人間社会学研究科、総合リハビリテーション学研究科において実施する。また、学部では人間社会学部において実施する。</p>
99	<p>・大学の一部の授業科目のみを履修し、単位を取得することのできる科目等履修生制度を活用し、自らに必要な科目のみを選択して履修を希望する社会人の受入れを推進する。</p>	<p>科目等履修生制度を活用し、自らに必要な科目のみを選択して履修を希望する社会人の受入れを推進する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
100	<p>・公開講座について、総合教育研究機構の教育改革・展開部門に設置するエクステンション・センターにおいて一元的に取り組み、大阪の産業活性化や文化の発展、保健医療福祉の充実等に結びつく特色ある講座を、より体系的に提供できるようにする。また、授業公開、出前講義、体験型講座などの方策の活用や都心での講座の開催を図る。講座数については、府民のニーズに応じて段階的な提供増を行う。</p>	<p>公開講座について、総合教育研究機構のエクステンション・センターにおいて一元的に取り組む。大阪の産業活性化や文化の発展、保健医療福祉の充実等に結びつく特色ある講座を、より体系的に提供することとし、統一テーマによるシリーズ講座「市民フォーラム」や授業公開講座「関西経済論」「堺・南大阪地域学」、体験参加型講座「セイフティ・ダイエット講座」など多様な講座や大阪府との連携による「アクティブシニア講座」を実施する。また、府民のニーズを把握した魅力ある講座とするため、アンケート調査を実施する。講座数については、27講座を目標とし、新たに設置する中之島のサテライト教室での講座開催や授業公開講座の拡充を図る。</p>
101	<p>・南大阪地域大学コンソーシアムなどの大学間連携によって提供される公開講座にも、エクステンション・センターを中心に積極的に参画する。</p>	<p>南大阪地域大学コンソーシアムなどの大学間連携によって提供される公開講座にも、エクステンション・センターを中心に、教育展開専門委員会で協議・調整し積極的に参画する。</p>
102	<p>・高校生が大学での講義を受講することのできる高大連携講座を充実させ、参加者の増加を図る。また、受講生が入学した場合には、修得した単位を大学において修得したものとして認定できるよう3年以内に検討する。さらに、大学教員が高等学校に出向く出張講義の拡充など、多様な形態の連携講座について検討する。</p>	<p>高大連携講座を充実させるとともに、開催時期等の見直しにより参加者の増加を図る。また、大学教員が高等学校に出向く出張講義について、高等学校の要望内容を吟味し、効果的な高大連携事業となるように取り組む。また、高大連携講座受講生が入学した場合の単位認定の制度について、高大連携推進委員会等において、引き続き検討する。</p>
103	<p>・現在、府立高等学校と実施している高大連携推進協議会に、私立高等学校等の参画を図るなど、高等学校等との協議機能の拡充について検討を進める。</p>	<p>新たに締結した「大阪府立大学と大阪府教育委員会の連携に関する協定書」に基づき、大阪府立大学・大阪府教育委員会連携協議会において、高大連携による取組を推進するとともに、高大連携推進委員会において、私立高等学校等との連携策(出張講義)を検討する。</p>
104	<p>・府内の高等学校・小中学校教員等へのリフレッシュ教育を積極的に実施する。</p>	<p>府内の高等学校・小中学校教員等へのリフレッシュ教育を積極的に実施する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
105	<p>・地域社会や産業界の要請にこたえるため、社会人に対するリフレッシュ教育のためのプログラム作成について企業等との共同開発を図る。</p>	<p>社会人のリフレッシュ教育について、企業等との連携を図る。</p> <p>工学研究科においては、企業との連携により、中小企業の後継者育成を目的とした「ものづくり経営者養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力する。</p> <p>さらに、企業と工学研究科が連携して特別なプログラムを作成し、人材教育の支援を行う等「産学教育連携」を積極的に推進する。</p> <p>また、堺・泉北臨海企業連絡会との連携により、若手人材を共同研究員および科目等履修生として受け入れる。</p> <hr/> <p>生命環境科学研究科においては、企業との連携により、「食品産業人材育成特修塾」及び「食品バイオサイエンス・エンジニア養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力する。</p> <hr/> <p>経済学部においては、企業との連携により、中小企業の後継者育成を目的とした「ものづくり経営者養成特修塾」において、カリキュラムの充実や講義に協力するとともに、産学官連携機構との連携により、地域の経済活性化に貢献する次世代経営者の育成支援策について検討をすすめる。</p> <hr/> <p>看護学部においては、大阪府看護協会と連携し、府下病院の看護職を対象として最新知識の講義・研究指導、技術指導を実施する。</p> <hr/> <p>総合リハビリテーション学部においては、理学療法士協会、作業療法士協会、栄養士会等の関連職能団体の生涯学習研修会等への講師派遣や羽曳野市との連携による糖尿病予防リーダーの育成などにおいて協力する。</p>
106	<p>・大学での研究成果の地域社会への還元やボランティア活動の授業への取り入れなどで、NPOとの連携を図る。</p>	<p>大学での研究成果の地域社会への還元やボランティア活動の授業への取り入れなどで、NPOとの連携を図る。</p>
<p>地域社会への貢献 イ 産学官連携の推進</p>		
107	<p>・IT、ナノ、環境、バイオなどの先端研究分野において、民間のニーズに即した研究テーマについて学内において公募を行い、予算等を重点的に配分する学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究を推進することにより、短期間で成果創出を促進し、地域産業の振興に貢献する。</p>	<p>17年度に採択した学内提案公募型産学官共同プロジェクト研究(研究期間:17年度~19年度)について、研究期間終了に伴い完了評価を行うとともに、新規プロジェクト研究の実施に取り組む。</p>
108	<p>・ITや環境、バイオに関連した基盤研究の推進を図るとともに、デバイスやセンサー等の開発を推進する。</p>	<p>ITや環境、バイオなどの分野について、国プロジェクトに積極的に応募するとともに、デバイスやセンサーの開発など基盤研究の推進を図る。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

資料4-3

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
109	・民間企業への技術移転を促進するため、技術相談窓口を一元化し、共同研究や受託研究、技術指導等の活動を充実させ、平成22年度における年間の共同研究件数300件及び受託研究件数150件を目指す。	産学官連携機構のリエゾンオフィスを一元的窓口として、民間企業等との技術相談、共同研究、受託研究等に取り組む。年間の共同研究件数240件及び受託研究件数140件を目指す。
110	・大学の有する知的財産と、企業のニーズとのマッチングを図るため、シーズ及びニーズ調査によるデータベースを構築するとともに、様々な情報発信やPR活動を推進する。	学内シーズ及び企業ニーズ調査によるデータベースを運用するとともに、ホームページや技術紹介フェアの開催によるPR活動を実施する。
111	・地域金融機関等との連携を促進することにより、幅広い企業との連携を図り、企業が抱える様々な問題に対する助言やアイデアなどの提示を行う技術相談を推進し、共同研究や受託研究の増加を目指す。	地域金融機関10社との協定により、共同で企業ニーズを把握し技術相談を推進することにより、共同研究や受託研究の増加を目指す。
112	・創業や起業意欲を高め、大学発ベンチャーを数多く創出するために、オンライン相談窓口の開設や金融支援スキームの構築など各種ベンチャー支援を展開し、平成22年度における大学発ベンチャーの創出件数15件を目指す。	(年度計画なし 達成済)
113	・府の各試験研究機関(産業技術総合研究所、食とみどりの総合技術センター、公衆衛生研究所等)や保健医療機関(急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、成人病センター等)との共同研究の実施や、施設の相互利用など、緊密な連携体制を確立するとともに、府内自治体との連携についても促進を図る。	環境農林水産総合研究所との包括連携協定に基づく連携事業をさらに発展強化するとともに、大阪府立病院機構や大阪府立産業技術総合研究所との緊密な連携体制を確立する。また、堺市との産学官連携協定を包括的な連携協定に発展させ、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献するとともに、他の府内自治体との連携についても検討を進める。
114	・学外の技術移転機関である大阪TLO等との連携を図る。	学外の技術移転機関である大阪TLO等との連携を図り、知的財産の権利化及びライセンスの推進を図る。
115	・知的財産の特許化、著作権化を推進し、平成22年度における年間の特許出願件数100件及び同年度における特許権取得件数50件を目指す。	知的財産の特許化、著作権化を推進し、特許出願件数95件、特許権取得件数累計30件を目指す。また、特許出願に際し、明細書の内製化を推進し、経費の節減及び早期処理を図る。
116	・知的財産の管理や運用を図るため、知的財産や特許のデータベース化を進め、企業等への情報提供を行うとともに、ライセンスの推進を図る。	知的財産や特許のデータベース化を進め、ホームページにより企業等への情報提供を行うとともに、ライセンスの推進を図る。



# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
117	・知的財産に対する教職員の意識向上を図るため、知的財産マネジメントオフィスによる知的財産関連の教育等を年間20回程度実施する。	知的財産マネジメントオフィスにおいて、教職員を対象とした知的財産関連の説明会を年間20回程度実施する。
地域社会への貢献 ウ 府政との連携		
118	・教員が、府の抱える政策課題に対応した研究テーマを主体的に設定し、学際的研究プロジェクトの提案に努める。また、府の関係部局と大学相互間の情報交換に努めるとともに、教員の府審議会等への協力など、府政への専門的な知識・経験の活用を進める。	大学院奨励特別研究費事業への積極的な応募を促進し、府の抱える政策課題に対応した学際的研究プロジェクトの提案に努める。また、府の関係部局との情報交換に努めるとともに、教員の府審議会等への協力など、府政への専門的な知識・経験の活用を進める。
119	・府政との連携をより緊密なものとするために、大学教員の府政への参画や府職員の非常勤講師としての活用など、人事面での連携を推進する。	府審議会委員への就任等大学教員の府政への参画、府政経験者や府職員の非常勤講師としての活用など、人事面での連携を推進する。
120	・府の各試験研究機関(産業技術総合研究所、食とみどりの総合技術センター、公衆衛生研究所等)や保健医療機関(急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、成人病センター等)との共同研究の実施や、施設の相互利用など、緊密な連携体制を確立するとともに、府内自治体との連携についても促進を図る。	環境農林水産総合研究所との包括連携協定に基づく連携事業をさらに発展強化するとともに、大阪府立病院機構や大阪府立産業技術総合研究所との緊密な連携体制を確立する。また、堺市との産学官連携協定を包括的な連携協定に発展させ、地域産業の振興や地域課題の解決に貢献するとともに、他の府内自治体との連携についても検討を進める。
地域の大学との連携		
121	・府内四年制大学で組織する「大学コンソーシアム大阪」に積極的に参画し、関西の経済界との交流、高校との交流、大学の教育・研究等に関して協力・連携強化を図る。	「大学コンソーシアム大阪」が設置する各種委員会に積極的に参加するとともにコンソーシアムが実施する産業界との連携事業などにも取り組み、関西の経済界との交流、高校との交流、大学の教育・研究等に関して協力・連携強化を図る。また、教育・研究の一層の進展と地域社会の発展に資するため、「大阪府立大学・大阪市立大学 包括連携に関する協定書」に基づき、大阪市立大学との間で教育・研究活動全般における交流及び連携を図る。

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
122	<p>・南大阪地域の多くの大学が参加する「南大阪地域大学コンソーシアム」に積極的に参画し、教育研究面のみならず、社会貢献面での活動を推進し、大学相互の連携を深めるとともに、地域社会や産業界との連携を強化する。</p>	<p>「南大阪大学コンソーシアム」が設置する各種委員会に積極的に参画し、大学相互の連携を深めるとともに、コンソーシアムが実施する公開講座や産業界との連携事業などにも取り組み、地域社会や産業界との連携を強化していく。</p>
<p><b>国際交流に関する目標を達成するための措置</b></p>		
123	<p>・国際交流協定の締結について、大学としての組織的一元的な対応のもと、研究者交流や共同研究、学生の相互交流(単位互換)の推進など、交流内容の充実を図る。</p>	<p>国際交流協定の締結や留学生の派遣・受入れ、国際協力活動等の国際交流活動を推進するため、総務課において一元的に対応するとともに、「国際交流会議」で、引き続き国際交流活動充実のための方策等の検討を進める。また、より効果的な事務執行のための学内組織について引き続き検討する。</p>
124	<p>・大阪府や府内自治体と海外姉妹・友好都市提携を結んでいる都市の大学と国際交流協定を締結するなどして国際交流を深める。</p>	<p>大阪府や府内自治体と海外姉妹・友好都市提携を結んでいる都市の大学に加え、アジア圏・英語圏に重点を置き、語学研修等を推進し、国際交流を深めていく。</p>
125	<p>・日本学術振興会が実施する研究者招へい等の諸事業も活用し、優れた外国人研究者の受入れを積極的に行う。受入れの際の宿舍の確保などきめ細かな受入れ体制を整える。</p>	<p>日本学術振興会が実施する研究者招聘等の諸事業も活用し、優れた外国人研究者の受入れを積極的に行う。また、短期使用のゲストルーム的な宿泊施設として、民間マンションを借り上げ、外国からの受入れ体制の充実に努めるなど、きめ細かな受け入れ体制を整える。</p>
126	<p>・人材育成という観点から、若手研究者の海外への派遣に積極的に取り組む。</p>	<p>「大阪府立大学在外研究員派遣」等により、若手研究者を中心に海外への派遣に積極的に取り組む。</p>
127	<p>・国際協力の観点から、JICAを通じた研修生の受け入れなどにも取り組む。</p>	<p>JICAプロジェクトを通じた環境分野での国際協力を実施する。</p>
128	<p>・海外の大学にとって魅力ある大学となるよう、研究水準や教育内容の質の向上はもとより、特に大学院において、セメスター制の活用を図る。</p>	<p>海外の大学にとって魅力ある大学となるよう、大学院におけるセメスター制の活用を図る。</p>
129	<p>・(財)大阪府大学学術振興基金から引き継いだ財産を活用し、学術的国際交流事業等の効果的・効率的な推進を図る。</p>	<p>(財)大阪府大学学術振興基金から引き継いだ財産を活用し、学術的国際交流事業等を実施するとともに、国際交流会議において効果的・効率的な事業推進について検討する。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置		
(1) 全学的な大学運営に関する目標を達成するための措置		
全学的な経営戦略の確立		
130	・理事長を補佐する理事(経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事)への民間企業出身者等の登用により、民間の経営センスを大学経営に積極的に取り入れ、財政基盤の安定強化及び外部資金等の自己収入の拡充など、全学的な経営戦略を確立する。	経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事を中心に、外部資金等の自己収入の拡充など財政基盤の安定強化に向け、引き続き全学的視点にたった経営戦略を推進する。
131	・事務部門に経営企画部(仮称)を設置し、経営担当理事のもと、中・長期的視点にたった経営方針や財務改善方を企画する。	経営担当理事を中心に、中・長期的視点にたった経営方針や財務改善方を企画する。
132	・大学における教育研究の活性化を促し、戦略的な学内資源配分を推進するため、教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長(学長)のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分するシステムを導入する。	教育研究費の一部を全学的に留保し、理事長(学長)のリーダーシップのもと、特色ある教育研究や業績の高い教育研究に対し重点的に予算配分する。また、各教員への基盤研究費の配分にあたっては、新たに理事長が全教員から研究計画を記した申請書の提出を求め、これに基づき配分する制度を導入する。
効果的・機動的な運営組織の構築		
133	・理事長を補佐する各理事(5人)に各業務を分担させ、それぞれの各理事の責任体制のもとで機動的な業務執行を行うとともに、役員会の設置により、理事長のリーダーシップの下、役員相互の緊密な連携を図り、円滑な大学運営を推進する。	理事の適切な事務分担及び理事長のリーダーシップのもと、役員会等において役員相互の緊密な連携をはかり、円滑な大学運営を推進する。
134	・総務部総務課(仮称)に役員支援・総合調整セクションを設置し、理事長をはじめ各役員の指揮命令が各部局に迅速に伝わる体制を整備するとともに、広報・国際交流・危機管理など法人が一体的に対応すべき業務の窓口の一元化を図り、効果的・機動的な業務運営を進める。	総務部に新たに総合調整室(仮称)を設置し、役員支援及び総合調整機能をより一層強化するとともに、広報・国際交流及び危機管理などの窓口一元化を図り、効果的・機動的な業務運営を進める。
135	・役員会のもとに、部局長連絡会議を設置し、役員と部局長間相互の意思疎通、全学的な運営方針の共有化を図る。	部局長連絡会議を開催し、役員と部局長間の相互の意思疎通、運営方針の共有化を図る。
学外の有識者・専門家の登用		
136	・経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事に、民間企業出身者等を登用し、民間のノウハウを大学経営に生かす。	民間企業出身の経営担当理事及び産学官連携・社会貢献担当理事による民間のノウハウを大学経営に生かす。
137	・経営会議の委員の半数を占める学外者の委員には、経済団体や私立大学関係者、公認会計士など、各界各層から大学経営に関する有識者を登用する。	(年度計画なし 達成済)

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
138	・公立大学として地域のニーズを教育研究分野にも反映させる観点から、教育研究会議の学外者の委員2人は、府内高校関係者及び府内経済界等から登用する。	教育研究会議の学外委員に、大学の教育研究に関し、広くかつ高い見識を有する府内高校関係者、民間企業関係者を登用する。
内部監査機能の充実		
139	・適正で効率的な大学業務の執行を図るため、監事のもとに監査業務を行う体制を整備する。	大学における監査業務全般を統括するため監査室を新たに設置し、監事の事務補助を行うとともに、内部監査等を実施する。
140	・監査業務に従事する職員の専門性向上を図るため、学外の有識者・専門家の協力を得ながら、必要な研修などを実施する。	監査業務に必要な知識・技術の習得を目的とする研修を、専門家の協力を得ながら実施する。
部局運営に関する目標を達成するための措置		
141	・各学部・研究科長等は、人事・予算面での権限強化を図り、各学部・研究科長等のリーダーシップのもと、全学的な方針に基づく機動的な学部・研究科等の運営を進める。あわせて、教授会の審議事項を精選し、効率的な学部・研究科等の運営を図る。	部局長裁量経費の導入などにより、各学部・研究科長等の人事・予算面での権限強化を図る。また、各学部長等のリーダーシップのもと、各学部等の状況に応じて数名の執行体制を構築し、全学方針に基づく機動的な学部等の運営を行う。さらに、教授会の審議事項を精選し、効率的な学部等の運営を図る。
142	・全学的な教育研究組織の長は、それぞれの担当理事が兼ねるなど、機動的かつ全学的な視点からの運営に取り組む。	全学的な教育研究組織の長は、それぞれの担当理事が兼ねるなど、機動的かつ全学的な視点からの運営に取り組む。
143	・部局間の連携・協力の推進を図るため、必要に応じ、専門委員会を活用するなど効率的な運営を促進する。	学生委員会、就職委員会などの全学的な専門委員会を活用し、効率的な運営を促進する。
教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置		
144	・各教育研究組織の評価結果を踏まえ、次期中期目標に向け、公立大学として重点化すべき教育研究組織のあり方(学部・学科等の再編を含む)について検討を進める。	今後の教育研究の充実に向け、他大学の特徴ある新しい取組等について、引き続き情報収集、調査を行うとともに、次期中期計画に向け、「公立大学法人大阪府立大学の将来像の構築に関する検討委員会(H19.10.17設置)」において、教育研究組織のあり方を検討する。
145	平成19年度に設置した総合リハビリテーション学研究科(修士課程)を基盤に、平成21年度を目途に総合リハビリテーション学研究科(博士後期課程)を設置する。	総合リハビリテーション学研究科(博士後期課程)の平成21年度の設置に向け、準備を進める。

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
146	・兼任教員による科目提供や部局の枠を超えた共同研究の実施などの組織間連携を充実させるとともに、教育研究の動向に応じた教員の所属組織間異動を柔軟に実施する。	兼任教員による科目提供の実施や「21世紀科学研究所」による部局の枠を超えた共同研究の実施など、組織間連携を充実させる。また、産学官連携機構の組織体制について、専任の教職員に加え、関連学部等からの教員の兼務による充実した体制とする。
人事の適正化に関する目標を達成するための措置		
柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標を達成するための措置		
147	・産学官連携を始めとした地域社会への貢献など、積極的な学外活動を展開するため、教育研究など本来の業務に支障のない範囲で、兼業や兼職の規制緩和を図る。	教育研究など本来の業務に支障のない範囲で、必要に応じて兼職兼業規程の見直しなどの検討を行う。
148	・産学官連携機構におけるプロジェクト研究を活性化させるため、各学部・研究科等に所属する教員の参画など、部局間での教員の流動性を高める。	各学部・研究科等に所属する教員が産学官連携機構の実施するプロジェクト研究に採択された場合、先端科学イノベーションセンター研究室を利用できるようにするとともに、参画しやすい環境整備を各部局で行う。
149	・教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、柔軟で弾力的な勤務形態が可能となる制度の導入を図る。	教育研究に従事する教員の職務の特性を踏まえ、裁量労働制を導入する。
150	・法人の事務職員等の採用にあたっては、民間企業経験者や大学業務経験者を即戦力として活用するなど、経験や専門性に着目した選考方法も活用する。	事務職員等の採用にあたっては、業務内容に応じて民間企業経験者や大学勤務経験者を活用することについて引き続き検討し、成案が得られたものから実施する。また、職員の専門性や職務遂行能力を高めるため、職員研修計画を策定し、人材の育成を図る。
業績評価制度の導入に関する目標を達成するための措置		
151	・研究、教育、社会貢献、学内貢献など多面的な視点からの、適正な教員の業績評価システムを構築し、導入する。	「大阪府立大学自己点検・評価実施要領」に基づき、教育、研究、社会貢献、大学運営などの多面的な視点による教員活動評価を引き続き実施する。
152	・教員の業績評価を反映した研究費配分の仕組みを18年度から導入する。	(年度計画なし 達成済)
153	・優秀な研究成果を上げた教員に対して、大学独自の表彰を行い、内外に公表する。	教職員表彰規程に基づき、優秀な研究成果を上げた教員に対して、表彰を行い、大学ホームページ等により内外に公表する。
154	・事務職員等の業績評価は、大阪府の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資する制度とする。	17年度に導入した事務職員の人事評価制度について、大阪府の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資するよう制度の運用を図る。

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
155	<p>・教員及び事務職員等の業績評価結果が反映される給与システムについて、国立大学法人等の動向を踏まえつつ検討を進める。新たな給与システムを構築するまでの間においても、現行制度において、可能な範囲で業績評価結果に配慮した適正な制度運用を図る。</p>	<p>教員の業績評価結果が反映される給与システムについては、国立大学法人等の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。事務職員については、平成19年度における大阪府立大学職員人事評価制度の評価結果を平成20年度の給与に反映させる。</p>
<p><b>公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標を達成するための措置</b></p>		
156	<p>・教員の採用は、公募を原則とし、教員採用の透明性を高め、多様な人材を確保する。また採用の公正を期すため、全学的な人事組織を設置する。</p>	<p>教員の採用は、原則として公募により実施する。また、採用の公正を期すため、全学的な人事組織である人事委員会が採用、選考の事務を行う。</p>
157	<p>・助教及び助手の採用にあたっては、任期付任用とするとともに、産学官連携機構におけるプロジェクト研究に必要な外部教員等について、任期制を導入する。</p>	<p>助教及び助手の採用にあたっては、任期付任用とする。また、産学官連携機構におけるプロジェクト研究に必要な教員について、任期制を導入する。</p>
158	<p>・一層の教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、講師以上の職階についても、各学部・研究科等の教育研究の特性に配慮しつつ、任期制の導入を検討し、成案が得られたものから順次実施する。</p>	<p>教員の流動性を向上させ教育研究の活性化を図るため、教授を任期付として特別教授と称する制度を導入する。また、講師以上の職階への任期制導入について、引き続き検討を進める。</p>
<p><b>教員組織の計画的なスリム化等に関する目標を達成するための措置</b></p>		
159	<p>・中期目標期間中においても、質の高い教育研究機能を保持しつつ、計画的・段階的に教員組織のスリム化を図る。(平成22年度において法人化前に比しておおむね80名を削減する。)</p>	<p>計画的・段階的に教員組織のスリム化を図る。(平成19年度計画数に比して概ね10名(法人化前に比して概ね55名)を削減する。)</p>
<p><b>事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p>		
160	<p>・事務処理の簡素化・集中化を推進し、より効率的な事務執行体制を確立するとともに、学生サービスの向上や教育研究支援向上のため、財務会計・人事給与・教務学生業務のシステム化・ネットワーク化を図る。</p>	<p>平成17年度に実施した財務会計・人事給与・教務学生業務のシステム化・ネットワーク化により、引き続き効率的な事務執行体制の確立に努めるとともに、学生サービスの向上を目指し、新たにWEB学生サービスセンターによるワンストップサービスを実施する。</p>
161	<p>・分離キャンパスに関する事務は、一元的に処理することが適当な業務について、中百舌鳥キャンパス(法人本部)に集約化し、事務の効率化を図る。</p>	<p>分離キャンパス体制で一元的に処理することが適当な業務については、中百舌鳥キャンパス(法人本部)に集約化し、事務の効率化を図る。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
162	<p>・給与支給事務など内部管理事務における定型的業務についてアウトソーシングによる事務の効率化を進めるとともに、経営企画・人事部門の強化、総合調整機能の充実、産学官連携の推進、入試制度の改善など、諸課題に対応するため、企画立案業務や専門的業務への人的配置の重点化を図る。</p>	<p>給与支給事務など内部管理事務における定型的業務についてアウトソーシングによる事務の効率化を進めるとともに、経営企画・人事部門の強化、総合調整機能の充実、産学官連携の推進など諸課題に対応するため、企画立案業務や専門的業務への人的配置の重点化を図る。</p>
163	<p>・学生サービス業務や研究支援業務などの向上を効率的に進めるため、必要に応じ、契約職員等の活用(平成18年度から導入)を図る。</p>	<p>学生サービス業務を向上を効率的に進めるため、WEB学生サービスセンターへの契約職員の活用を図る。</p>
164	<p>・非常勤職員の専門性や事務処理能力を高めるため、人件費コストを勘案しつつ、雇用期間の延長など雇用形態の適正化を図る。</p>	<p>非常勤職員の専門性や事務処理能力を高めるため、特に専門性が必要な業務における人材確保の観点から、雇用期間の延長をさらに図るとともに、人材派遣職員の契約職員化など雇用形態について検討を行う。</p>
165	<p>・人的資源を有効に活用する観点から、非常勤職員の雇用の一元管理を徹底し、機動的な人的配置を行う。</p>	<p>業務の必要に応じて非常勤職員の機動的な人員配置を行う。</p>
<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p>		
<p><b>外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p>		
166	<p>・高度な学術研究及び産学官連携の推進を図るため、国や地方公共団体の競争的資金(科学研究費及び提案公募型を含む)や民間財団からの研究助成による基礎的研究資金、企業等との共同研究・受託研究による資金、企業からの奨励寄附金など各種の外部研究資金について、各教職員がその獲得に努め、また、産学官連携機構において、シーズ及びニーズの調査やPR活動など獲得のための必要な支援を行う。外部研究資金の獲得額は、平成22年度において法人化前に比して30%の増加を目指す</p>	<p>各教職員が各種の外部研究資金を獲得できるよう、学内ホームページやメールなどにより、募集情報の周知を図るとともに、産学官連携機構において、学内シーズ及び企業ニーズのデータベースを運用する。また、リエゾンオフィスを通じたマッチング活動を推進するとともに、管理法人方式による受託研究にも取り組む。外部研究資金の獲得額は、法人化前に比して30%の増加を目指す。</p>
167	<p>・外部研究資金の受入に際し間接経費を徴収し、この内光熱水費及び消費税を除いた分を産学官連携費として、知的財産管理や産学官連携経費の一部に充当する。また、さらなる外部研究資金獲得に対する教員のインセンティブ保持のため、産学官連携費の使途について平成17年度中に検討する。</p>	<p>外部研究資金の受入に際し間接経費を徴収し、この内光熱水費及び消費税を除いた分を産学官連携費として、知的財産管理や産学官連携経費に充当するとともに、産学官連携費を活用した教員のインセンティブ保持方策の実施により、外部研究資金獲得の強化に努める。</p>
168	<p>・知的財産の特許化及び技術移転の推進により、ロイヤリティ収入の増加を図る。</p>	<p>既存特許の再評価や特許出願の質の強化、産学官共同プロジェクト研究の推進などを通じ、ロイヤリティ収入の増加を目指す。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
169	・存在意義の拡大と経営基盤の強化の観点から、既存の人的、物的、知的資源の有効活用のもと、公開講座や大学院サテライト教室の充実、施設の開放など新たな事業の展開も含め、多様な事業に積極的に取り組む。	外部の研究会議や国際会議の開催など、施設の有効利用について課題整理を行うとともに、また、平成19年度に設置した森之宮サテライト教室に加え、新たに中之島にサテライト教室を設置し、公開講座や社会人の院生を対象とした講義を実施する。
170	・授業料等学生納付金については、公立大学の役割や適正な受益者負担などの観点から、適宜見直しを行う。その際、学部・研究科ごとの適正な料金設定についても検討を進める。	学生納付金については、適正な受益者負担などの観点から、引き続き検討を進める。
<b>経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b>		
171	・教員人件費については、計画的・段階的な教員組織のスリム化を図り、平成22年度において法人化当初に比して8パーセントの削減を行う。	教員人件費について、平成21年度において今年度に比して1.5%の削減(法人化当初に比して7.2%の削減)を行えるよう、計画的・段階的な教員組織のスリム化を図る。
172	<p>・事務職員等の人件費及び管理的経費(新規事業分を除く)については、以下の取組みを推進することにより、平成22年度において法人化当初に比して5パーセントの削減を行う。</p> <p>○事務処理の簡素化、集中化を推進し、より効率的な事務執行体制を確立する。</p>	<p>事務職員等の人件費及び管理的経費(新規事業分を除く)について、平成21年度に今年度に比して1%の削減(法人化当初に比して4%の削減)を行うため、以下の取組みを推進する。</p> <p>○より効率的な事務執行体制を確立するため、非常勤講師委嘱事務手続の簡素化を図るとともに、引き続き人材派遣サービスの活用や契約職員等の導入を図る。</p>
173	○財務会計、人事給与事務など事務全般のシステム化により、発生源入力、電子決裁の徹底を図り、ペーパーレス化を推進する。	○財務会計、人事給与事務などのシステムの次期リプレイスに向け、さらなる発生源入力、電子決裁化やペーパーレス化について検討する。
174	○定型的業務等についてはアウトソーシング等を活用し、より効果的、効率的な業務体制を構築する。	○より効果的で効率的な業務体制とするため、給与計算事務や施設管理業務の一部のアウトソーシング化や定型的な業務に人材派遣サービスの活用を図る。
175	○キャンパス間に共通する物品の一括購入、委託業務の一括契約等を推進するとともに、委託業務について複数年契約を導入し、その拡充を図る。	○キャンパス共通の事務用品などについて、統一単価契約による購入の拡大を図るとともに、共通物品(事務消耗品)の在庫管理方法の改善を進める。また、コスト削減の観点から、委託契約等の一括契約や複数年契約の拡大について検討する。



# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
176	○既存施設、設備機器、インフラの共同利用や共同活用を推進する。	○キャンパスプランに基づき現在実施している学舎整備や耐震2次診断結果に合わせて、施設・環境委員会「施設マネジメント部会」において、既存施設の共同利用や共同活用を推進する。 また、産学官連携機構先端科学イノベーションセンターの一部を学部・研究科間の共同利用や産学官共同研究に利用するなど引き続き有効活用を図るとともに、高額で大型の研究用機器のデータベースを活用したインフラ共同利用、共同活用策を検討する。
177	○省エネ、省資源意識を涵養するとともに、光熱水料抑制の効果的な管理手法を検討する。	○新たに策定した省エネルギー・光熱水費抑制推進計画に基づき、削減目標の設定やインセンティブ付与による取組みの活性化など全学的な取組みに努める。また、学舎の新築・リニューアル改修や設備機器等の更新において、省エネ、省資源に配慮した施設計画をたてる。
<b>資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b>		
178	・責任の所在と経営戦略を明確化した資産の運用計画を毎年度策定し、コスト管理、分析を行う。	資産の運用計画を策定し、コスト管理、分析を行う。
179	・特に固定資産については、適切な維持管理の下、各資産の最適利用に努める。また、外部利用にあたっては、定期的な見直しを行い、適正な利用料金の設定に努める。	固定資産の最適利用や外部利用について、他大学の調査を踏まえ、対象とする施設、利用条件等を整理する。特に、外部の研究会議や国際会議の開催など、有効利用について課題整理を行う。
180	・外部資金等金融資産について適切なリスク管理を行い、安全確実な運用を行う。	支払準備金を除いた余裕資金について、地方独立行政法人法第43条に規定する有価証券等で運用する。
<b>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</b>		
<b>評価の充実に関する目標を達成するための措置</b>		
181	・大学として組織的に自己点検・評価に取り組むための体制を整備する。	(年度計画なし 達成済)
182	・部局及び全学単位で、定期的かつ継続的な自己点検を行う。	「大阪府立大学自己点検・評価実施要領」に基づき、部局及び全学単位で自己点検・評価を実施し、その結果をまとめるとともに、改善を要する事項について対応策を検討する。
183	・教育研究のみならず、社会貢献や管理運営などに関して、多面的な評価を実施する。	教育・研究のみならず、社会貢献や大学運営などに関する自己点検・評価を実施し、その結果をまとめるとともに、改善を要する事項について対応策を検討する。
184	・大学評価・学位授与機構等の認証評価機関の外部評価結果を活用する。	平成21年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受けることとし、その準備を進める。
185	・評価結果を基に改善のための課題を明確化の上、課題ごとの取組可能な改善計画を策定し、段階的かつ確実な改善を図る。	(年度計画なし)

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
186	・自己点検・評価及び外部評価の結果をホームページ等により学内外に公表し、学生や府民等から多様な意見を聴く。	自己点検・評価の結果をホームページで公表し、学生や府民等から多様な意見を聴取する。
<b>情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</b>		
187	・大阪府の情報公開条例に基づく実施法人として、法人文書等の情報公開を推進し、その責務を果たす。また、そのための体制を整備する。	大阪府府政情報センターとの連携のもと、法人文書等の情報公開を推進する。また、全学組織として情報公開審査委員会において、適切な情報公開を推進する。
188	・広報活動を一元的かつ効率的に行う体制を整備し、全学的な広報活動の計画を毎年度策定し、その充実・活性化を図る。	総務課において全学組織である「広報会議」を運営し、年間広報計画の策定・実施など、戦略的広報に努める。
189	<p>・ホームページ、冊子、マスコミ等を通じて、以下の大学情報を広く公開・公表する。ホームページについては、適宜更新を行い、情報を管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中期目標、中期計画</li> <li>○年度計画、財務内容、管理運営状況</li> <li>○自己点検・評価結果</li> <li>○教育関連情報及び研究成果等</li> </ul>	ホームページ、冊子、マスコミ等を通じて、大学情報を広く公開・公表し、より一層の情報発信に努める。ホームページの適宜更新や全学広報誌「OPU」のVOL3を刊行し、全国的に発信するとともに、本学の魅力や存在感を内外にアピールするための方策を検討する。
190	・教育研究等の大学活動に関するデータを全学的に収集・蓄積し、一元管理されたデータベースを構築することにより、迅速な情報発信を推進する。	教育研究等にかかる教員活動データの学内での一層の活用を図るとともに、広報と情報セキュリティの観点から効率・効果的かつ安全な学外への情報発信の手法を検討し、実施する。
<b>その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき措置</b>		
<b>施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b>		
191	・緊急整備計画案に基づき、平成17年度及び18年度において中百舌鳥キャンパス学舎の一部改修工事を実施し、大仙キャンパスの廃止に伴い移動する教員のための研究諸室や、学生、大学院生のための諸室を整備するとともに、学部・学科等の再編により所属替えする教員の研究諸室を整備する。	(年度計画なし 達成済)
192	・キャンパスプランに基づき、総合教育研究機構棟を整備する。	(年度計画なし 達成済)

# 中期計画・平成20年度計画対照表

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
193	<p>・キャンパスプランに基づき、老朽・狭あい化が進んでいる学舎の計画的な整備を行うとともに、大学が目指す高度研究型大学にふさわしい教育研究環境を確保するため、平成17年度の出来るだけ早い時期に、学舎の整備内容を確定の上、実現を図る。</p>	<p>キャンパスプランに基づき、りんくう・中百舌鳥両キャンパスにおける教育・研究環境の整備を進めるとともに、今後の学舎整備については、耐震2次診断の結果を見たうえで、再検討を行う。</p>
194	<p>・既存施設の活用状況についての点検・評価を行い、学部・研究科間の共同利用や産学官連携における利用など有効活用を図る。</p>	<p>キャンパスプランに基づき現在実施している学舎整備や耐震2次診断結果に合わせて、施設・環境委員会「施設マネジメント部会」において、既存施設の共同利用や共同活用を推進する。 また、産学官連携機構先端科学イノベーションセンターの一部を学部・研究科間の共同利用や産学官共同研究に利用するなど引き続き有効活用を図る。</p>
195	<p>・設備の設置状況等の全学的な調査を平成17年度に実施し、その有効活用を図る。</p>	<p>高額で大型の研究用機器のデータベースを活用したインフラの共同利用、共同活用に係るルールについて、引き続き検討する。</p>
196	<p>・キャンパスプラン案に基づく学舎整備にあたっては、整備着手前に費用対効果の精査を行い、効果的・効率的な手法により整備を実施するものとする。</p>	<p>学舎整備にあたっては、整備着手前に費用対効果の精査を行い、効果的・効率的な手法により実施する。</p>
197	<p>・限られた財源で効率的な整備を行うため、民間活力を最大限活用しながら、資金調達を含む事業手法の工夫により、コスト削減と資金需要の平準化を図る。</p>	<p>学舎整備に際しては、民間活力を最大限活用しながら、コスト削減と資金需要の平準化を図る。</p>
198	<p>・エネルギーの効率的利用と有効活用を図り、省エネルギーの啓発と実施に努める。</p>	<p>新たに策定した省エネルギー・光熱水費抑制推進計画に基づき、削減目標の設定やインセンティブ付与による取組みの活性化など全学的な取組みに努める。また、学舎の新築・リニューアル改修や設備機器等の更新において、省エネ、省資源に配慮した施設整備を行う。</p>
199	<p>・屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、学内関係者に対する啓発活動に努める。</p>	<p>施設整備と維持管理に一体的に取り組み、屋内外環境や施設設備の適切な機能保全・維持管理と、学内関係者に対する啓発活動に努める。</p>
200	<p>・屋内外環境及び施設設備の実状について点検・評価を行い、機能保全・維持管理を計画的に実施する。</p>	<p>屋内外環境や施設設備について点検・評価を行い、緊急性、安全性等の観点から適切に機能保全や維持管理を行う。</p>

# 中期計画・平成20年度計画対照表

資料4-3

中期計画番号	中期計画	平成20年度計画
<b>安全衛生管理等に関する目標を達成するための措置</b>		
201	・安全衛生管理に係る組織の整備を図る。また、総務部の施設管理課(仮称)に安全衛生管理業務を位置付け、各部局との連携を図りつつ、全学的な安全衛生管理を推進する。	安全衛生協議会が中心となり、各キャンパスの安全衛生委員会と連携を図りつつ、全学的な安全衛生管理を推進する。
202	・安全衛生管理に関する教職員、学生の意識向上を図り、事故の未然防止のため、安全衛生週間などの機会を捉え、定期的に、学内研修を実施する。	安全衛生管理の観点から事故の未然防止のため、安全衛生週間などの機会を捉え、定期的に、教職員・学生を対象とした学内研修を実施するとともに、計画的な安全衛生管理を進める。
203	・実験室等の安全点検を定期的実施し、安全管理に関するチェック機能を強化する。	実験室等の安全点検については、衛生管理者による職場巡視を実施するとともに、「安全衛生管理チェックシート」(平成18年度作成)の活用など、教職員による自主点検活動を促進する。 薬物及び劇物等の化学薬品の管理については、「化学物質安全管理支援システム」の適切な運用に努める。
204	・特に取扱いに注意すべき機械・器具については作業のマニュアル化を図るとともに、有害・危険薬品や放射性同位元素の危険物取扱いに関する啓発活動・管理体制を強化する。	取扱いにあたって特に注意すべき機械・器具については、関係部局の作業マニュアルにもとづき、適正な安全管理措置がなされるよう、啓発活動に取り組む。 危険物の取扱いについては、引き続き、管理体制の問題点の整理・検討を行うとともに啓発活動に取り組む。
205	・総務部の総合調整セクションに危機管理業務を位置付け、危機管理指針や防災計画の策定、関連機関との連携強化、学内の緊急連絡体制の整備など、全学的な危機管理体制を構築する。	総務課において、危機管理対応指針に基づき、関連機関との連携強化や学内緊急連絡体制の整備などの危機管理業務を行う。
206	・生命科学研究における安全管理について、基準や対応方針を定め、全学的な対応を図る。	生命科学研究における安全管理、とりわけ動物実験・病原体等に係る安全管理について、分野別の全学的な委員会組織として、「動物実験委員会」「バイオリスク管理委員会」を設置するとともに、安全管理に関する基準や対応方針を定める。
<b>人権に関する目標を達成するための措置</b>		
207	・相談、啓発、問題解決など全学一体となって取り組む組織を設ける。	(年度計画なし 達成済)
208	・全教職員に対し、定期的にも人権に関する研修会を実施する。	全教職員に対し、定期的にも人権に関する研修会を実施する。
209	・全学的な立場から学内ハラスメントの防止対策ガイドラインを設定し、必要に応じ改定する。	平成18年度に策定したハラスメント防止対策ガイドラインの適切な運用を図る。
210	・大阪府の個人情報保護条例に基づく実施機関として、個人情報の適切な取扱いを行い、その責務を果たす。また、そのための体制を整備する。	大阪府個人情報保護条例の実施機関として、個人情報の適切な管理運営に努めるとともに、個人情報の管理状況について監査を実施する。
211	・生命科学や保健医療科学分野における研究倫理について、基準や対応方針を定め、全学的な対応を図る。	生命科学や保健医療科学分野における研究倫理の基準や対応方針について引き続き検討を進め、基準や方針を設定する。